

## 半田市水道料金軽減免除の基準等を定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、半田市水道事業給水条例(平成10年半田市条例第16号。以下「条例」という。)第35条に規定する料金の軽減又は免除をするにあたり、その基準及び事務の手続きを定め、事務処理の明確化を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道料金の軽減 料金支払義務の一部を解除する行為をいう。
- (2) 水道料金の免除 料金支払義務の全部を解除する行為をいう。
- (3) 軽減水量 漏水等により水量が増加した当該調定水量から前年同月調定水量を控除した水量に軽減する率(以下「軽減率」という。)を乗じて得た水量(1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)をいう。

### (軽減又は免除の要件)

第3条 条例第35条の規定する公益上その他特別の理由に該当する要件は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 善良な管理下において給水装置が不可抗力により漏水した場合で、その箇所が給水装置の固定された配管部分であるとともに、埋設等で外部から発見し難い漏水であること。ただし、貯水槽を設置して給水している場合及び温水器等により給湯している場合にあつては、一次側の取次部分までの配管における漏水であること。
- (2) 火災若しくは自然災害による漏水又は消火等に使用した場合。ただし、故意にその原因を発生させた場合を除く。
- (3) 配水管の事故等により濁水が発生したとき。
- (4) 前各号と同等の理由があると特に市長が認めた場合

### (軽減又は免除の方法)

第4条 水道料金の軽減又は免除は、前条各号のいずれかに該当した場合に行い、その方法は次によるものとする。

- (1) 水道料金の軽減は、当該調定水量から軽減水量を控除することにより行う。
- (2) 水道料金の免除は、基本料金及び水量料金を課さないことにより行う。

### (軽減率等)

第5条 軽減率等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 50パーセント
- (2) 第3条第2号に該当する場合 100パーセント
- (3) 第3条第3号及び第4号に該当する場合 その都度市長が認める率及び水量

### (推定使用水量の認定)

第6条 前年同月調定水量が不明なときは、次のいずれかにより認定する。

- (1) 前回調定水量
- (2) 前回と前々回調定水量の平均水量
- (3) 前年度の平均調定水量
- (4) 前各号の水量を使用することが適当でない場合は、漏水箇所を修理した後10日以上水量をもとに日割で算出した水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(申請)

第7条 水道料金の軽減又は免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その要件の発生を認知後、速やかに申請しなければならない。

2 申請は、必要事項を記載した水道料金軽減免除申請書(様式第1。以下「申請書」という。)によるものとする。

3 申請者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める証明書等を申請書に添付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 半田市指定給水装置工事事業者が証した書面
- (2) 第3条第2号に該当する場合 り災証明
- (3) 第3条第3号及び第4号に該当する場合 その都度市長が認めたもの

(決定通知)

第8条 前条の申請があったときは、審査のうえ、水道料金軽減免除決定通知書(様式第2)又は水道料金軽減免除却下通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、水道料金の軽減又は免除はしないものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場で1年以内に再適用するとき。
- (2) 給水装置及び給水用具の竣工後の業者保障期間(1年)中に第3条第1号に該当するとき。
- (3) 給水装置及び給水用具の露出部分からの漏水のとき。
- (4) 申請者が市の修繕指示に従わないとき。
- (5) 申請者が水道料金及び下水道使用料を滞納しているとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

水道料金等軽減・免除申請書

半田市水道事業 半田市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 ( ) - \_\_\_\_\_

次の理由により、水道料金等を軽減・免除くださるよう申請します。

お客様番号	—	使用者名	
設置場所	半田市 町 丁目 番地	棟	号室
該当調定月	年 月分	—	年 月分
軽減・免除の理由	1. 地下漏水 2. 消火復旧等使用 3. 濁水 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 放水時間 午前・午後 4. その他		

(工事店証明欄)

漏水箇所の修理内容	(裏面に修理内容図を記載)		
修理年月日	年 月 日 ( )		
メーター番号	—	修理後のメーター指針	m <sup>3</sup>
上記のとおり漏水箇所を修理しました。 年 月 日 所在地 又は住所 業者名等 電話			

(水道部記入欄)

検針日	/	検針水量A	m <sup>3</sup>	調定月	年 月 — 年 月
算定基礎	A	m <sup>3</sup> —	<input type="checkbox"/> 前年同月調定水量 m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 第6条第1号適用 m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 第6条第2号適用 m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 第6条第3号適用 m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 第6条第4号適用 m <sup>3</sup>	×	(軽減率) % = (軽減水量) m <sup>3</sup>
			A m <sup>3</sup> — 軽減水量 m <sup>3</sup> = 認定水量 m <sup>3</sup> (差引額)		
当該調定額		円 —	軽減後水道料金等	円 =	円
※濁水	算定基礎A	m <sup>3</sup> —	放水量	m <sup>3</sup> =	認定水量 m <sup>3</sup>





様式第3(第8条関係)

年 月 日

お客様番号 ー 様  
ご使用者名 様

半田市水道事業  
半田市長

### 水道料金軽減免除却下通知書

年 月 日付けで申請いただきました「水道料金等軽減免除申請」に関し、審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

水道料金等の軽減・免除は、却下します。

#### 適用除外理由

- 1年以内の再適用
- 給水装置等の竣工後1年以内
- 給水装置等の露出部分からの漏水
- 貯水槽のボールタップ故障等
- 漏水箇所の未修繕
- その他( )